

空家等対策計画策定市の計画・事例等

項目／市名	佐賀市	多久市	鳥栖市（素案）
計画期間	H29～H33（5年間）	H29～H33（5年間）	H30～H34（5年間）
対象地区	市全域	市全域	市全域
対象とする空家	法第2条第1項で規定する「空家等」（特定空家等を含む）	法第2条第1項で規定する「空家等」と空長屋	「戸建の空家」を主、「特定空家等」を優先
空家等の適切な管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門団体との協定締結 ● 各団体の窓口を活用して相談窓口を案内 ● 市民への情報発信、意識啓発 ● 高齢者への相続・成年後見制度等に関する相談体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不動産業者による総合相談窓口の体制構築 ● 市民との協働によるモニタリング体制の構築 ● 情報のデータベース化 ● 維持管理機構の整備の検討 ● 管理方法の広報 ● シルバー人材センターとの連携による維持管理の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実態調査の実施 ● 情報のデータベース化 ● 市民への情報発信 ● 専門家団体との協定締結 ● 各団体の窓口を活用して相談窓口を案内 ● 地域での講座や相談会の開催 ● 高齢者への相続・成年後見制度等に関する相談体制の整備 ● シルバー人材センターとの連携による維持管理の仕組構築
空家等及び跡地の活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● リノベーション補助の実施 ● 中古戸建住宅流通促進の検討 ● 空き家バンクの活用促進 ● 専門団体と連携し情報を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● リフォーム補助の実施 ● 相談勉強会の開催を検討 ● 空き家バンクの周知 ● 所有者等への情報提供 ● 転貸借による活用スキームの検討 ● 空長屋の管理と活用の促進 ● 住居以外への転用促進の検討 ● 周辺道路の幅員調査 ● 民間からの事業提案の募集 ● 除却費補助の検討 ● 固定資産税の減免の検討 ● 利活用モデルの構築 ● 防災空間として活用するための方策を検討 	<p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">～ 検討中 ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 空家等の活用の促進に関する事項 ● 空家等の跡地の活用の促進に関する事項 ● 空家等及び跡地の相談等に関する事項
特定空家等に対する措置等	<ul style="list-style-type: none"> ● 法を活用した実効性のある改善指導の実施 ● 法に基づく措置の適切な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急安全措置の実施 ● 特措法に基づく措置の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断基準の策定 ● 法に基づく措置の実施
市の相談窓口	● 空き家等対策室	● 総合政策課	● 建設課

横浜市と専門団体等が「空家等対策に関する協定」を締結

～総合的な空家対策を推進するため、専門家団体と連携・協力します～

適切な管理が行われていない空家等が全国的な課題となっているなかで、国において平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が成立しました。それを踏まえ、横浜市では、空家等の所有者の方への啓発、中古住宅としての流通・活用促進、管理不全の防止や空家等の跡地の活用を柱とした総合的な空家対策を推進するため、不動産、法務、建築、NPO法人の専門家団体との連携・協力に関する「空家等対策に関する協定」を締結します。

本協定に基づき、パンフレットやチラシによる適正な管理に向けた啓発・PR、地域活動拠点等としての活用、更には中古住宅の流通促進などの取組を行うにあたり、まずは、各団体の窓口を活用して空家等の所有者等を対象にした相談をスタートします。

《締結を行う団体名と相談内容の概要》

空家の所有者が抱える課題に応じて専門家が相談に応じます。
各団体により、受付時間や無料で受けられる内容は異なります。

- 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会
- 公益社団法人 全日本不動産協会 神奈川県本部 横浜支部
 - ・不動産(空家)の売買や賃貸に関すること
- 横浜弁護士会
 - ・空家の相続、成年後見等権利関係の整理、空家をめぐる紛争の解決に関すること
- 神奈川県司法書士会
 - ・土地・建物の相続登記、成年後見等に関すること
- 一般社団法人 横浜市建築士事務所協会
 - ・建物に関すること
- 特定非営利活動法人 横浜プランナーズネットワーク
 - ・空家の活用(※)に関すること
 - ※地域活動や行政サービスを目的とするものに限り、
 - ※地域活動のために、建物を使用したい方の相談にも応じます。

◆協定締結日時

《日時》平成27年3月30日(月) 午前11時～午前11時20分

《会場》横浜市建築局会議室(横浜市中区相生町3-56-1 JNビル14階 AB会議室)

《出席予定者(50音順)》

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| ・一般社団法人 横浜市建築士事務所協会 | 理事長 平山 正義 氏 |
| ・神奈川県司法書士会 | 会長 蒔山 明宏 氏 |
| ・公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 | 会長 坂本 久 氏 |
| ・公益社団法人 全日本不動産協会神奈川県本部 横浜支部 | 支部長 佐々木 富見夫 氏 |
| ・特定非営利活動法人 横浜プランナーズネットワーク | 理事 山本 耕平 氏 |
| ・横浜弁護士会 | 会長 小野 毅 氏 |
| ・横浜市副市長 鈴木 伸哉 | |

※取材につきましては、当日10時55分までに JNビル14階 建築局企画課へお越しください。

お問合せ先

建築局企画課長

鈴木 和宏

Tel 045-671-3627

各分野の
専門家が集結!

横浜市空家無料相談会を開催します!

本市では、空家化の予防、流通活用の促進等の総合的な空家対策を推進するため、不動産、法務、税務、建築、まちづくりNPO等の専門家団体と「空家等対策に関する協定」を締結し、相談窓口を開設するなど、連携した取組を進めています。

このたび、協定を締結している専門家団体が一堂に会した空家無料相談会を開催し、相続、売却、活用、管理など、空家に関する様々なお悩みに各分野の専門家がお答えします。

1 開催概要

- ◆日時 平成29年3月30日(木)
10:00~16:00(1組30分以内)
- ◆場所 新都市プラザ
(横浜駅東口「そごう」地下2階入口前広場)
- ◆対象 ・市内に空家を所有している方
・市内の空家の活用を検討している方



参加団体	相談内容
公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会	不動産(空家)の売買や賃貸に関すること
公益社団法人 全日本不動産協会 神奈川県本部 横浜支部	
神奈川県弁護士会	空家の相続、成年後見等権利関係の整理、空家をめぐる紛争の解決に関すること
神奈川県司法書士会	土地・建物の相続登記、成年後見等に関すること
一般社団法人 横浜市建築士事務所協会	建物に関すること
特定非営利活動法人 横浜プランナーズネットワーク	空家及び跡地の活用に関すること
神奈川県土地家屋調査士会	建物の表題・変更・滅失登記、境界の調査・確認に関すること
一般社団法人 神奈川県不動産鑑定士協会	不動産(土地・建物)の評価に関すること
神奈川県行政書士会	空家の所有者・相続人の確認、利用・活用に伴う行政手続や契約書等に関すること
東京地方税理士会	空家に係る税金に関すること
公益財団法人 横浜市シルバー人材センター	空家の管理に関すること

2 申込方法【事前予約制(先着順)】 ※空きがあれば、当日受付も可。

申込期間:平成29年3月13日(月)~24日(金)

◆チラシ裏面の申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX又はメールでお申し込みください。

FAX:045-664-7707 E-Mail:kc-akiya@city.yokohama.jp

※申し込み後、詳細な時間が決まりましたら、ご連絡いたします。

お問合せ先		
建築局企画課長	保坂 研志	Tel 045-671-3627

空家に関する相談窓口のご案内

横浜市では、市内に空家を所有及び管理する皆さまが抱える様々な問題について、専門家団体の相談窓口を無料で利用することができます。下記の連絡先を御参照下さい。

なお、無料で受けられる相談内容は、各団体により取扱いが異なりますので、お問い合わせの際にご確認ください。

空家とは 個人が所有及び管理する住宅をいいます。

相談の対象 横浜市内の空家とします。

不動産(空家)の売買や賃貸に関すること

公益社団法人

神奈川県宅地建物取引業協会

無料相談専用
電話窓口

045-633-3035

受付時間

月～金曜日(土日祝日除く)

予約なし

10:00～16:00(12:00～13:00除く)

公益社団法人

全日本不動産協会 神奈川県本部 横浜支部

電話

045-321-8733

受付時間

月～金曜日(土日祝日除く)

9:00～17:00(12:00～13:00除く)

空家の相続、成年後見等権利関係の整理、空家をめぐる紛争の解決に関すること

横浜弁護士会

(平成28年4月より「神奈川県弁護士会」と名称を変更します。)

●上記のうち 相続に関することは遺言・相続お悩みダイヤル

●それ以外は 有料相談:横浜駅西口法律相談センター

電話

045-211-7719

受付時間

月～金曜日(土日祝日除く)

9:30～16:30(12:00～13:00除く)

電話

045-620-8300

受付時間

月～金曜日(土日祝日除く)

9:30～17:00

土地・建物の相続登記、成年後見等に関すること

神奈川県司法書士会

電話

045-641-1389

受付時間

30分/件 月～金曜日(土日祝日除く)

13:00～16:00

建物の表題・変更・滅失登記、境界の調査・確認に関すること

神奈川県土地家屋調査士会

電話

045-312-1177

予約制

30分/件 毎週水曜日(年末年始、祝日除く)

13:00～16:00

予約先

月～金曜日(祝日除く)9:00～17:00

建物に関すること

一般社団法人 横浜市建築士事務所協会

電話

045-662-1337

予約制

45分/件 毎週火、木曜日 13:00～16:00

予約先

月～金曜日(土日祝日除く)

9:00～17:00(12:00～13:00除く)

不動産(土地・建物)の評価に関すること

一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会

電話

045-661-0280

受付時間

30分/件 月～金曜日(土日祝日除く)

9:30～16:30(12:00～13:00除く)

空家及び跡地の活用(※)に関すること

NPO法人 横浜プランナーズネットワーク

電話

045-681-2922

窓口・電話相談

新規の場合は毎週火曜日

13:00～16:30(相談開始後は随時)

※地域活動や行政サービスを目的とするものに限りです。

※地域活動のために、建物を使用したい方の相談にも応じます。



平成27年4月から、各団体と横浜市が「協定」を締結して取り組んでいます。

空家に関する相談窓口のご案内

横浜市では、市内に空家を所有及び管理する皆さまが抱える様々な問題について、専門家団体の相談窓口を無料で利用することができます。下記の連絡先を御参照ください。

なお、無料で受けられる相談内容は、各団体により取扱いが異なりますので、お問い合わせの際にご確認ください。

空家とは 個人が所有及び管理する住宅をいいます。

相談の対象 横浜市内の空家とします。

空家の所有者・相続人の確認、利用・活用に伴う行政手続や契約書等に関すること

神奈川県行政書士会 ● 神奈川県行政書士会 市民相談センター

電話 045-228-8985

受付時間 毎週火、水曜日 13:00~16:00

空家に係る税金に関すること

東京地方税理士会 ● 東京地方税理士会では、横浜市内の7支部において、相談を受け付けます。

	相談日	相談時間/対象者	予約制の有無	問合せ先
横浜中央	毎月第1・3木曜日 (休日の場合は開催しない)	13:30~16:30 中区・西区在住者	事前予約制	045-243-0531
横浜南	毎月第2火曜日 (休日の場合は翌日開催とし、 2、3月は除く)	13:00~16:00 南区・港南区・磯子区 ・金沢区在住者 (税理士関与者を除く。)	事前予約制	045-715-6651
保土ヶ谷	毎月第2・4土曜日 (2月は第2土曜のみ、 3月は第1土曜のみ)	13:00~16:00 保土ヶ谷・旭区 ・瀬谷区在住者	予約の必要なし ※電話相談のみ	045-333-9009
戸塚	毎月第2水曜日 (8月のみ第1水曜日、 休日の場合は翌日開催)	13:00~17:00 戸塚区・栄区・泉区在住者	事前予約制	045-864-3300
神奈川	毎月第2木曜日、 第4火曜日 (休日の場合、翌日開催)	13:00~17:00 神奈川区・港北区在住者	事前予約制	045-435-0151
緑	毎月第1・3水曜日 (休日の場合は翌日。 2月の第1・3週と 3月は第1週を除く)	13:00~17:00 緑区・青葉区・都筑区在住者	事前予約制	045-971-3260
鶴見	原則毎月最終土曜日 (7月及び12月は日程が 異なりますので、 予めご確認ください)	10:00~14:00 鶴見区在住者	事前予約制	045-502-0780

各団体と横浜市が「協定」を締結して取り組んでいます。